

# 特別養護老人施設東かなまち桜園運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営方針

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会が開設する特別養護老人ホーム（ユニット型指定介護老人福祉施設）東かなまち桜園（以下「施設」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて【施設サービス計画】に基づき、利用者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、利用者が相互に社会的関係を築きながら利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

## 第2章 施設の名称等

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 特別養護老人施設東かなまち桜園
- (2) 所在地 東京都葛飾区東金町二丁目13番10号

## 第3章 職員の職種、員数及び職務内容

### (職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例」及び「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」等に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師 1名（非常勤）
- (3) 介護支援専門員 2名以上
- (4) 生活相談員 2名以上

- |      |         |       |
|------|---------|-------|
| (5)  | 介護職員    | 50名以上 |
| (6)  | 看護職員    | 4名以上  |
| (7)  | 管理栄養士   | 1名以上  |
| (8)  | 機能訓練指導員 | 1名以上  |
| (9)  | 事務員     | 3名以上  |
| (10) | 調理員     | 外部委託  |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、別紙職務分担表によることとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら【施設サービス計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (7) 管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 調理員は、給食業務に従事する。
- (10) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (11) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

## 第4章 利用定員

(定員)

第6条 施設の入所定員は、140名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

## 第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、それを施設利用者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。

3 上記の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、【施設サービス計画書等】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、【施設サービス計画書等】を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、【施設サービス計画書等】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 施設が提供する一の居室は個室とし、施設が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、利用者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は、14とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員は、10人とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの利用者が交流

し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

2 利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

#### (入 浴)

第 12 条 1 週間に 2 回以上、入浴または清拭を行う。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

#### (排 泄)

第 13 条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

#### (離床・着替え・整容等)

第 14 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

#### (食事の提供)

第 15 条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前 8 時 0 0 分～午前 1 0 時 0 0 分

(2) 昼食 午後 0 時 0 0 分～午後 2 時 0 0 分

(3) 夕食 午後 6 時 0 0 分～午後 8 時 0 0 分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2 時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 最低 1 日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 施設が提供する食事以外で利用者が個別に希望される刺身等のメニューを、契約書別紙に定める料金で提供するものとする。

6 医師の処方箋による特別食は、【別紙】に定める料金で提供するものとする。

#### (送迎)

第 16 条 利用者の入所及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として東京都葛飾区内全域とする。

#### (相談、援助)

第 17 条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行

われているかどうか確認し、必要な援助を行うものとする。

- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(機能訓練)

第18条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第19条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1日当たりの主な日課

午前6時ごろ	—利用者なりの起床
8時～10時	—朝食時間
9時	—ご希望により入浴／リハビリ／クラブ活動その他
午後0時～2時	—昼食時間
2時	—ご希望により入浴／クラブ活動／リハビリ／外出
3時	—おやつ
6時～8時	—夕食時間
9時	—利用者なりの自由時間、就寝

(2) 年間行事計画(原則、ユニットごとの計画、実施とする)

4月	花見・バスハイク、コンサート
5月	菖蒲湯、コンサート+母の日交流+4、5月誕生会
6月	コンサート+父の日交流+6、7月誕生会
7月	七夕
8月	コンサート+8、9月誕生会、夏祭り
9月	敬老式典、老人健診、彼岸法要、大防災訓練
10月	寿司の日
11月	鍋の日+10、11月誕生会、インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会コンサート、柚子湯、インフルエンザ予防接種
1月	元旦式典、正月喫茶、葛西囃子、鏡開き、コンサート+12、1月誕生会
2月	節分
3月	ひな祭り コン서트+2、3月誕生会 彼岸法要、老人健診

- 2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、施設が代わって行うことができる。
- 3 利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介 護)

第 20 条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、【施設サービス計画書】にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第 21 条 毎週 1 回午前中に、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、利用者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第 22 条 【重要事項説明書】に記載する理美容師の来園日に、利用者のご希望に合わせて【別紙】に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第 23 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第 24 条 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士、看護職員、介護職員等の多職種協働により行なうものとする。

2 利用者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第 25 条 預り金等は、原則、利用者（または家族）管理であるが、やむを得ない事情がある場合は預り金管理規程に則り施設が管理の代行を行うこととする。

(入院期間中の対応)

第 26 条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

(入院ベッドの活用)

第 27 条 入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第 28 条 身体 の 状況 の 急激 な 変化 等 で 緊急 に 職員 の 対応 を 必要 と する 状態 に な っ た 時 は、  
昼夜 を 問 わ ず 2 4 時間 い つ で も ナース コール 等 で 職員 の 対応 を 求 め る こ と が で き る。

2 職員 は ナース コール 等 で 利用者 から 緊急 の 対応 要 請 が あ っ た 時 は、速 や か に 適切 な 対応 を 行 う も の と する。

3 利用者 が、予 め 緊急 連絡 先 を 契約 時 に 届 け て い る 場 合 は、医療 機関 へ の 連絡 と 共 に、  
その 緊急 連絡 先 へ も 速 や か に 連絡 を 行 い、救 急 車 対応 を 行 う も の と する。

(利用 料)

第 29 条 施設 の 利用 料 の 額 は、介護 保険 法 に 基 づ く 厚生 労働 大臣 が 定め る 基準 に よ る も の  
と し、施設 サービス に かか る 費用 と して 【別 紙】 記載 の 利用 料 の 1 割 相当 分 と 居室 及 び  
食事 代、利用者 の 選択 に よ り かか る サービス の 利用 料 の 合計 額 と する。な お、法定 費用  
の 額 の 変更 に 関 し て は、介護 保険 法 に 基 づ く 厚生 労働 大臣 が 定め る 基準 に 基 づ く も の と  
し、所 定 費用 の 額 の 変更 に 関 し て は、予 め 利用者 に 対 し 説明 を 行 い 利用者 の 同意 を 得 る  
も の と する。

2 入院 また は 外 泊 し た 日 から 7 日 目 以 降 も 引 き 続 き 専用 居室 と して 確保 する 場 合 は、居  
室 管理 費 と して、1 日 に つ き 2, 0 0 0 円 を 徴 収 する。

3 理 美容 代 及 び 本人 負担 が 適切 と 認め ら れ る 日常 生活 費 の 額 は、「日常 生活 費 の 考 え 方」  
(東京 都 社会 福祉 協議 会 老人 福祉 部 会 申 し 合 わ せ 基準 に よ る も の と し、【別 紙】 記載 の 利  
用 料 と する。

4 特 例 施設 介護 サービス 費、特 例 居 宅 介護 サービス 費、特 定 入 所 者 介護 サービス 費、特  
定 入 所 者 支 援 サービス 費、特 例 特 定 入 所 者 支 援 サービス 費、特 例 特 定 居 宅 支 援 サービス  
費、高 額 介護 サービス 費 及 び 高 額 居 宅 支 援 サービス 費 を 受 給 する 場 合 や 生活 保護 を 受 給  
する 場 合 等、別 途 法令 に 定め が ある 場 合 は それ ぞ れ の 法令 に よ る も の と する。

5 利用 料 は 暦 月 に よ っ て、月 額 利用 料 を 毎月 支 払 う も の と し、利用 開始 又 は 利用 終了 に  
伴 っ て 1 か 月 に 満 た ない 期 間 を 利用 し た 場 合 等 は、日 割 り 計算 に よ っ て 計算 する も の と  
する。

6 施設 の 利用者 は、月 額 利用 料 を 翌 月 15 日 から 月 末 ま で に、施設 に、現金、施設 が 指定  
する 口座 へ の 現金 振 り 込 み 又 は 自動 口座 振 替 で 支 払 う も の と する。

## 第 6 章 施設 利用 に あ た っ て の 留意 事項 及 び 職員 の 義務

(自己 選択 の 生活 と 共同 生活 へ の 尊重)

第 30 条 利用者 は、自 ら の 希望 と 選択 に 基 づ き 自 ら の 生活 を 送 る こ と を 原則 と する が、共  
同 生活 である こ と を も 深く 認識 し、施設 の 秩序 を 保 ち 相互 の 親 睦 に 努 め る も の と する。

(外出 及 び 外 泊)

第 31 条 利用者 は、外出 (短 時間 の も の は 除 く) また は 外 泊 し よ う と する 時 は、その 前 日  
ま で に、その 都 度、外出 ・ 外 泊 先、用 件、施設 へ 帰 着 する 予 定 日 時 等 を 施設 長 に 届 出 る  
も の と する。

(面 会)

第 32 条 利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第 33 条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第 34 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

2 施設長、医師、看護職員、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

(1)衛生知識の普及、伝達

(2)原則年 2 回の全館防虫防鼠消毒及び年 1 回の大掃除

(3)その他必要なこと

(感染症対策)

第 35 条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。

(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね 3 月に 1 回開催する。

(3)その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 36 条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の防止のための指針(別添)を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第 37 条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1)けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。



- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

#### (秘密の保持)

第38条 施設は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

### 第7章 非常災害対策

#### (災害、非常時への対応)

第39条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 備蓄食料品は、東京都の指導により最低3日間以上とする。

### 第8章 その他の運営についての重要事項

#### (人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第40条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

#### (身体的拘束等)

第41条 施設は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体的拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

#### (褥瘡対策等)

第42条 施設は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (利用資格)

第43条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入所できる利用者とする。

#### (内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第44条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

#### (施設・設備)

第45条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(看取り介護)

第46条 施設は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、利用者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

(葬儀等)

第47条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第11条2項の規定及び「東京都老人福祉施設事務処理の手引き」を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第48条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙【施設苦情・相談解決制度】に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第49条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、都民が社会福祉法人清風会東かなまち桜園が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設の施設ページ等において行うものとする。

(掲示)

第50条 施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入り口付近に掲示する。

## 第9章 雑則

(委任)

第51条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第52条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人清風会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は平成25年4月1日から施行する。

別表

(第29条第1項関係)

1. 1日あたりの介護福祉施設サービス費の単位数と費用

1) 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」5.9%を加算して端数を切り捨てた後、1単位あたりの単価である10.90円を乗じて端数を切り捨てた金額。

2) 1日あたりの金額は費用換算に0.1を乗じて端数を切り上げた金額。

要介護区分	単位数	費用換算	1日あたりの金額
要介護1	625単位	7,215円	722円
要介護2	691単位	7,978円	798円
要介護3	762単位	8,796円	880円
要介護4	828単位	9,559円	956円
要介護5	894単位	10,322円	1,033円

2. 全利用者に加算される、1日あたりの加算項目の単位数と費用

1) 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」5.9%を加算して端数を切り捨てた後、1単位あたりの単価である10.90円を乗じて端数を切り捨てた金額。

2) 1日あたりの金額は費用換算に0.1を乗じて端数を切り上げた金額。

加算項目	単位数	費用換算	1日あたりの金額
看護体制加算(Ⅰ)口	4単位	43円	5円
看護体制加算(Ⅱ)口	8単位	87円	9円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18単位	207円	21円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ※	18単位	207円	21円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ※	12単位	141円	15円
日常生活継続支援加算※	46単位	534円	54円
精神科医師定期的療養指導	5単位	54円	6円
口腔衛生管理体制加算☆	30単位	348円	35円

※印の加算は、いずれかのみ加算。

☆口腔衛生管理体制加算は、月単位で1回のみ加算。

2. 追加加算等請求分(該当する場合にのみ加算・1日または1回あたり)

1) 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」5.9%を加算して端数を切り捨てた後、1単位あたりの単価である10.90円を乗じて端数を切り捨てた金額。

2) 1日あたりの金額は費用換算に0.1を乗じて端数を切り上げた金額。

加算項目	単位数	費用換算	1日あたりの金額
福祉施設利用初期加算	30単位	348円	35円
療養食加算	18単位	207円	21円
看取り介護加算※1	144単位	1,656円	166円
看取り介護加算※2	680単位	7,848円	785円
看取り介護加算※3	1,280単位	14,769円	1,477円
祉施設外泊時費用	246単位	2,844円	285円
退所前後訪問相談援助加算	460単位	5,308円	531円
退所時相談援助加算	400単位	4,621円	463円
退所前連携加算	500単位	5,777円	578円
在宅復帰支援機能加算	10単位	119円	12円

看取り介護加算※1は、死亡日以前4日以上30日以下の加算。

看取り介護加算※2は、死亡日の前日及び前々日の加算。

看取り介護加算※3は、死亡日に加算。

### 3. 1日あたりの居住費

居 住 費 負 担 段 階	金 額
第1段階(生活保護受給者)	0円
第1段階(介護保険負担限度額認定者)	820円
第2段階(介護保険負担限度額認定者)	820円
第3段階(介護保険負担限度額認定者)	1,310円
第4段階(住民税課税世帯)	2,500円

### 4. 1日あたりの食事提供に要する費用

食 費 負 担 段 階	金 額
第1段階(介護保険負担限度額認定者)	300円
第2段階(介護保険負担限度額認定者)	390円
第3段階(介護保険負担限度額認定者)	650円
第4段階	1,380円

(第29条第2項関係)

#### 1. 理美容代

ヘアカット	実費
顔そり	実費

#### 2. 日常生活上必要となる諸費用実費及び電気代

・日用品及びクラブ活動材料費

内 容	費 用
日用品 (バスタオル・タオル・ハンドタオル・ティッシュペーパー・ウェットティッシュペーパー・シャンプー・リンス・ボディソープ・石けん・綿棒等の日用品小物)	実 費
クラブ活動材料費	実 費

・電化製品使用量

テレビ、電気毛布、電気ポット等を使用された場合、1点につき30円(1日あたり)